

第1 設問1

1 CのBに対する請求

(1) Cは、Bに対し、不法行為に基づく損害賠償請求（民法（以下「法」とする。）709条）をすることが考えられる。

不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、①権利・法益侵害、②故意または過失、③因果関係、④損害の発生及びその金額、が必要となる。

(2) 本件では、Bの前方不注意による赤信号の見落としという過失（②充足）、によって（③充足）、Cは頸部挫傷及び頸椎椎間板ヘルニアという傷害を負っており（①充足）、Cには1ヵ月の入院加療の費用等の損害が発生している（④充足）。

(3) したがって、CのBに対する不法行為に基づく損害賠償請求は認められる。

2 CのA社に対する請求

(1) Cは、A社に対し、使用者責任に基づく損害賠償請求をすることが考えられる（法715条1項）。

CのA社に対する使用者責任に基づく損害賠償請求が認められるには、①使用者と被用者の間の使用関係、②加害行為が「事業の執行について」なされたこと、③被用者による加害行為が一般不法行為の要件を満たすことが必要である。それでは、本件では上記要件を満たすか。

(2) Bは、A社の正社員であるので、使用者であるA社と被用者

Bの間には使用関係があり（①充足）、前述の第1第1項で検討したとおり、被用者Bによる加害行為は、一般不法行為の要件を満たしている（③充足）。

(3) それでは「事業の執行について」といえるか、Bは勤務時間外に私用で本件車を無断使用していることから、「事業の執行について」の意義が問題となる。

ア 法715条1項の趣旨は、使用者が被用者を使用することによりその事業範囲を拡大して利益を上げているのであるから、利益の存するところには損失も帰せしめるべきだという報償責任の原理にある。そうであるとする、「事業の執行について」とは、必ずしも被用者がその担当する業務を適正に執行する場合だけを指すのではなく、広く被用者の行為の外形を捉えて、客観的にそれが被用者の職務行為の範囲内に属すると認められる場合も含むと考える。

ウ 本件では、Bは、普段の業務で本件車を使用していたのだから、本件事故の際にBが本件車を使用したことも、その外形から客観的にみると、Bが業務の執行のために本件車を運転する場合と異なることはない。

したがって、Bが本件車を使用したことは、Bの職務行為の範囲内に属すると認められるといえ、「事業の執行について」の要件を充足する（②充足）。

(4) 以上により、CのA社に対する、使用者責任に基づく損害賠償請求は認められる。

第2 設問2

1 過失相殺について

Cは、本件事故より前に頸椎椎間板ヘルニアの診断を受けたことがあるが、そのようなCの身体的素因は、「過失」ではないので、過失相殺は認められない（法722条2項）。

2 過失相殺の類推適用

(1) もっとも、Cが以前に頸椎椎間板ヘルニアとの診断を受けていたことから、Cが本件事故により負った頸部挫傷及び頸椎椎間板ヘルニアは、そのようなCの身体的素因も相まって発生したものとも考えられるので、その点を考慮することはできるか。

(2) 過失相殺制度（法722条2項）の趣旨は、損害の公平な分担という理念にある。そうであるとすると、上記のように被害者に身体的素因が存する場合に、加害行為前から存在していた被害者の身体的素因が損害の拡大に寄与している場合には、損害の公平の分担という法722条2項の趣旨が妥当し、同条同項が類推適用されると考える。もっとも、被害者が平均的な体格・体質と異なる身体的特徴を有するが、それが疾患にあたらない場合には、上記趣旨は妥当しない。そこで、そのような場合には、平均的な体格から著しくかけ離れ日常生活上慎重な行動が要求されるなど特段の事情がない限り、法722条2項は類推適用されない。

(3) 本件で問題となる椎間板ヘルニアは、経年性変化による形態学的異常であり、椎間板は20代から退行変性が始まるもので、無症

状でもMRIで異常所見を呈する割合は、40歳以下で25%、40歳以上で60%といわれていることから、多くの人に生じる症状として、身体的特徴にすぎないとも思える。また、Cは、平成24年11月に頸椎椎間板ヘルニアと診断を受けているが、約5年も前のことであり、それ以来首及びその周辺に異常を訴えることはなく、医療機関を受診することもなかったのだから、すでに完治したとも思える。そして、その症状も、それほど重度のものではなく、日常生活に支障を来たすようなこともなかったのだから、疾患にはあたらないようにも考えられる。

しかし、身体に不調について病院で診察を受けるのは、一定程度症状が重たい場合であるといえる。Cは、約5年前とはいえ、甲整形外科で専門家である医師に頸椎椎間板ヘルニアとの診断を受け、実際に治療もしているのである。したがって、Cの頸椎椎間板ヘルニアは、単なる身体的特徴にすぎないとはいえず、疾患にあたる。

よって、Cが頸椎椎間板ヘルニアの疾患を有していることが相まって頸部に頸部挫傷及び頸椎椎間板ヘルニアの傷害を負ったといえ、Cには法722条2項が類推適用される。

(4) 以上により、CのBに対する請求、及びCのA社に対する請求は、法722条2項が類推適用され、Cの賠償額が減額される。

以上